

桐生市行政手続条例の一部改正案の概要

平成 26 年 12 月
総務部 総務課

I 趣旨

行政不服審査法の抜本的な改正に併せ、平成 26 年 6 月に、行政手続法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 70 号)が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

この法律では、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。)に「行政指導の中止等の求め」及び「処分等の求め」に関する規定が新設されるなど、国民の権利利益の保護を図るための法改正が行われています。

本市では、条例等を根拠に市が行う処分等の手続に関する事項を桐生市行政手続条例(平成 9 年桐生市条例第 1 号)で定めていますが、今回の法改正に合わせ、法と同様の規定を同条例に整備することによって、市民の皆様の権利利益の保護に関する手続を充実することとしました。

【桐生市の機関が行う処分、行政指導に対する法と条例の適用関係】

| 根拠 行為の区分 | 法律又は法律に 基づく命令 | 条例又は規則 |
|-------------|------------------|-----------|
| 処 分 | 行政手続法 | 桐生市行政手続条例 |
| 行政指導 | 桐生市行政手続条例 | 桐生市行政手続条例 |

II 改正の概要等

1 改正の概要

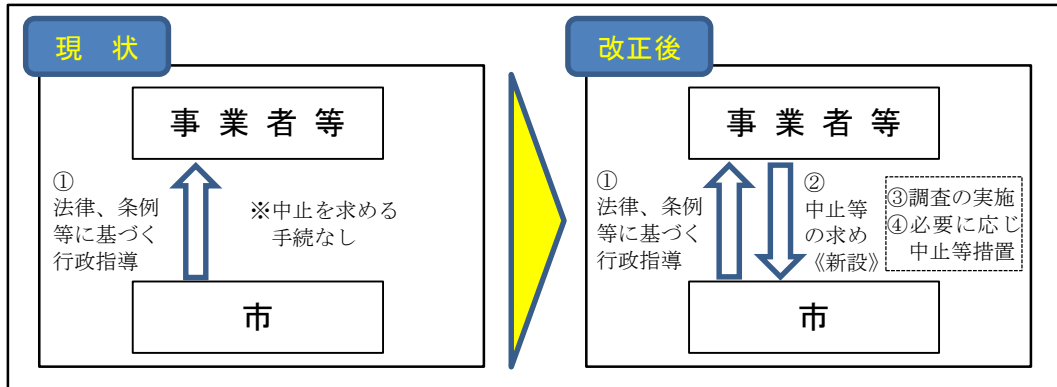
(1) 行政指導の方式(処分等の根拠の明示)

行政指導をする際に、許認可等の権限又は許認可等に基づく処分をする権限を持っていることを示す場合は、その相手方に対して当該権限を行使することができる根拠を示さなければならないものとします。

(2) 行政指導の中止等の求め

市が行う法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が法令に規定する要件に適合しないと考えるときは、市に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとします。

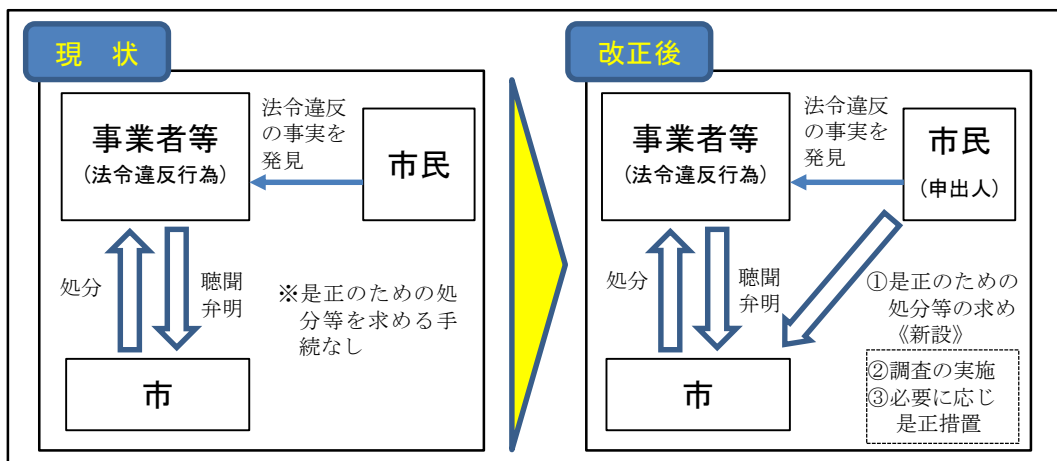
また、申出を受けた場合は、市は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとします。



(3) 処分等の求め

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思う場合は、当該処分又は行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるものとします。

申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないものとします。



2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日